

## 広島市障害者スポーツ協会後援名義使用審査基準

令和2年10月4日制定

広島市障害者スポーツ協会後援名義の使用申請については、次の基準によって審査し、これを許可するものとする。

### 1 主催者に関する要件

特定の宗教や政党に関係がなく、団体の所在地、組織、運営が明確な団体（機関）で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 広島市障害者スポーツ協会の正団体会員であること。
- (2) 地方公共団体、官公庁等公共団体であること。
- (3) 国・県・市が補助金等により助成又は許可している団体であること。
- (4) 公益法人（宗教団体を除く）、報道機関等、公共性の強い団体であること。
- (5) 組織が、概ね小学校区以上の団体であること。
- (6) 本協会が特に認めた団体であること。

### 2 事業に関する要件

- (1) 目的が障害者のスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に寄与するものであること。
- (2) 広く参加者を募るものであること。
- (3) 宗教目的又は政治目的でないこと。
- (4) 営利目的でないこと。
- (5) 寄附・集金を目的とするものでないこと。
- (6) 競技大会・講演会等においては、会場地が広島市域内であること。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

### 3 申請手続等

- (1) 申請書を原則として事業実施日の2週間前までに提出すること。
- (2) 申請には、原則として次の書類を添付すること。
  - ア 実施要項
  - イ 団体規約・役員名簿（ただし、広島市障害者スポーツ協会の正団体会員を除く）
- (3) 事業完了後は、大会結果等を文書で報告すること。
- (4) 申請者は、主催又は共催団体、主管団体のいずれかとする。